責任限定契約書

○○○○株式会社（以下、「甲」という）と甲の監査役○○○○（以下、「乙」という）とは、乙の甲に対する会社法第423条第１項による損害賠償責任について、会社法第427条第１項及び甲の定款第○条の規定に基づき以下のとおり契約する。

第１条（責任の限度額）

乙の甲に対する監査役としての任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任については、乙が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○○○万円又は会社法第425条第１項が定める乙の最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

第２条（本契約の効力）

１．乙が甲の定時株主総会において監査役として再任されたときは、本契約はそのまま効力を有するものとし、以後も同様とする。

２．乙が甲又は甲の子会社の業務を執行する取締役若しくは支配人その他の使用人又は子会社の執行役となったときは、本契約は将来に向かってその効力を失う。

３．乙が甲の監査役を退任した場合は、本契約は失効する。ただし、退任後も在任中の職務に対しては第１条の効力を有するものとする。

　本契約及び法令に定めのない事項については甲乙協議して決定する。

　本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を所持する。

○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　○○県○○市○○

○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　○○○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　　○○県○○市○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○　印